

あずけたい・入園・就学

一時保育

一時保育は、ご家庭で育児をされている方が、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで、お子さんを預けて用事を済ませたいとき利用できます。

利用できる方 保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所を利用していない0歳6か月～就学前の児童。
なお、施設により預かり対象が異なります。*実施場所等の詳細はP100～102を参照

こども誰でも通園制度(こどもつながる定期預かり事業)

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かります。

利用できる方 保育所・幼稚園・認定こども園等を利用していない0歳6か月～2歳児クラスの児童(豊島区外の方は0歳6か月～満3歳未満)

利用回数等 月16時間まで。(豊島区外の方は月10時間まで)

利用料 無償(ただし、施設によって実費徴収する場合あり)(豊島区外の方は、施設により設定した利用料がかかる場合あり)

申込手順 利用者募集期間に各園に直接お問い合わせください。
なお、施設によって預かり対象や時間等が異なります。

問・保育課 誰でも通園制度グループ ☎03-4566-2404



短期特例保育

保護者が出産や病気、または看護を要する家族がいる等の緊急な理由で、一時的にお子さんの保育が必要なときに、同年齢クラスに欠員のある場合のみ、認可保育園(地域型保育事業を除く)で保育します。

利用できる方

豊島区に住所のある生後8週経過児から(生後4ヶ月経過児からの保育園もあります。)就学前までの健康で特別な配慮が必要のない子どもで、保護者が次の理由で、緊急に保育を必要とする時に利用できます。

- ①保護者が病気、出産等で入院する
- ②保護者が自宅療養や通院する(1週3日以上通院し、1日4時間以上を要する場合)
- ③家族の入院・自宅療養のため、保護者が看護にあたる
- ④保護者が葬儀を主催または出席する
- ⑤保護者が死亡、行方不明等で不在
- ⑥保護者が災害等により復旧作業に従事する

*受け入れ月齢は各園の条件によります。

*里帰り出産で保育を希望される場合は、区外に住所がある方も利用できます。





お子さまの保育を必要としているご家庭へ

サンフラワーの居宅訪問型保育

つながん

を利用してみませんか?

“居宅訪問型保育”とは新しい形の保育園です。
都の定める研修を修了した保育者がご自宅へ訪問し、1対1で保育を行うサービスです。

おうちに保育園がやってくる!

お子さまの慣れた家庭環境の中で
一人一人に寄り添った保育を提供します



サンフラワー・A株式会社

東京都板橋区小豆沢1-12-6 プラッセ小豆沢2階
TEL: 03-5914-1531

資料請求
無料トライアル
はこちらから!



保育期間 1か月以内(月をまたいでの利用ができません。)

保育時間 基本保育時間 8:30~17:00

* 必要な場合は各施設の基本保育時間まで利用できる施設もあります。基本保育時間を超える場合は、年齢に条件があります。

* 更に延長を希望する場合は19:15まで

利用料 子ども1名/日額2,000円(基本保育料)

● 延長保育料/1時間400円

申込手順 ①申し込み: 保育課入園グループへ(事情を伺い保育園を内定します。)

②申請書: 内定後、入園グループに「申請書・証明書」等を提出してください。

③面接: お子さんと一緒に保育園に行き、保育内容等を話し合います。

問 保育課 入園グループ ☎03-3981-2140

● 休日保育

保護者の就労等により、原則、休日等に常態的に保育を必要とする「子ども・子育て支援制度支給認定」の対象となったお子さんを、保護者にかわり指定された認可保育所で保育する事業です。

利用に際し、通常保育料とは別に利用料等がかかる場合があります。また利用予定の休日保育実施施設にて、事前に利用登録が必要です。

利用できる方 豊島区内に住所を有し、豊島区内・区外の認可保育施設(地域型保育事業を含む)・東京都認証保育所に在籍し、支給認定を受けているお子さん。ただし利用日現在、満1歳を経過していること。

実施場所

施設名	同援さくら保育園	西巣鴨さくらそう保育園	せんかわみんなの家	おおつかほうゆう保育園
運営法人	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	社会福祉法人 つばさ福祉会	社会福祉法人豊友会
所在地	南池袋3-7-8	西巣鴨1-1-13	要町3-54-8	北大塚1-21-13
電話番号	03-5957-7510	03-5907-5110	03-3530-5735	03-3576-2200

問 各保育園

● 病児・病後児保育

認可保育施設等に通っているお子さんが、ケガや病気の回復期などで集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

利用に際し、通常保育料とは別に利用料等がかかります。また事前に利用登録が必要です。

対象児童 豊島区内に住所を有していて、かつ下記のいずれかに該当しているお子さん

1. 認可保育施設(地域型保育事業を含む)に在籍している。
2. 東京都認証保育所に在籍し、支給認定証(※)を交付されている。
3. 東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍し、支給認定証(※)を交付されている。
4. 幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
5. 認定こども園に在籍し、支給認定証の2号の交付をされている。または、預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。

※支給認定証とは、子ども・子育て支援制度に伴い、保育の必要性について認定・交付されるもの。

利用年齢 利用日現在、満1歳を経過していること。

お預かりできる症状の範囲

1. 感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾患
2. 水痘、風疹等の伝染性の疾患
3. 喘息等の慢性疾患
4. 熱傷、骨折等の外傷性疾患
5. その他医師が利用可能と判断した疾患

※いずれも医師による「病児・病後児保育の利用に支障がない(急性期を過ぎていて、感染の恐れがない)」という診断が必要です。

実施場所

種別	保育所併設型			診療所併設型	
施設名	同援さくら保育園 病後児保育室	西巣鴨 さくらそう保育園 病後児保育室	せんかわ みんなの家 病後児保育室	田村医院 ビヨビヨ 病児・病後児 保育室	ちあふるクリニック 東池袋小児科 病児保育室
運営法人	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会	社会福祉法人 豊島区社会福祉 事業団	社会福祉法人 つばさ福祉会	医療法人社団 東医田村会	
所在地	南池袋3-7-8	西巣鴨1-1-13	要町3-54-8	池袋本町1-45-16	東池袋4-2-1-303
電話番号	03-5957-7510	03-5907-5110	03-3530-5735	03-5985-1424	070-4355-0375
利用	月～金曜日(祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)				
	月・火・木・金(祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)				
時間	7:15～18:15			8:30～18:15	8:45～18:15
定員 (予約順)	2名/1日			4名/1日	2名/1日

利用料 1人1日 2,000円 (診療所併設型は税込2,200円です。)

※保育所併設型で給食を希望する場合、別途1日500円が必要になります。

※利用料は、利用日ごとに当日お子さんをお預けになる際に直接施設へお支払ください。

※せんかわみんなの家の支払いにはEdyカードが必要です。

※同援さくら保育園の支払いはPayPayのみ。

問 保育課 私立保育グループ ☎03-3981-1823



2歳からご入会！初めてのならいごと

レイフラスタジオ
フラダンス教室

Lei Hula Studio
無料体験レッスン受付中
leihulastudio.com

★未就学クラス・月1回 日曜日 60分
★小学生クラス・月3回 土曜日 60分
★その他大人クラスも常設



〒171-0032 豊島区雑司ヶ谷2-3-6 プチモンド目白103 TEL: 03-6423-2797

訪問型病児保育利用料助成制度

お子さんが病気やけがのため登園・登校できない時に、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型病児保育を利用した際の利用料の一部を助成する事業です。病児保育サービス利用日の前後7日間以内に医療機関を受診していることが条件となります。

1. 未就学児を対象とする訪問型病児保育利用料助成制度

対象児童 豊島区内に住所を有し、かつ、以下の項目に該当しているお子さん

- ・認可保育施設(地域型保育事業を含む)に在籍している
- ・東京都認証保育所に在籍し、子ども・子育て支援制度の認定を受けている。
- ・東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍し、子ども・子育て支援制度の認定を交付されている。または、保護者が就労証明書を提出できる。
- ・幼稚園お預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
- ・認定こども園に在籍し、子ども・子育て支援制度の2号認定を受けている。または、預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
- ・その他、区長が特に認めたもの

※いずれも、居宅訪問型病児保育サービスの利用日前後7日間以内に、医療機関を受診していることが必要です。

助成対象額 ベビーシッター利用時の自宅における病児保育に係る費用で、現金に値する額に相当する額。

※入会金、年会費、月会費(実際にベビーシッターを利用した場合の保育料に充当する場合は対象)、登録料、交通費、シッター保険料、予約に必要な追加オプション、各種クーポン券の利用は含まれません。

限度額 児童1名あたり 1日20,000円 年間(年度単位)100,000円

※助成対象となる民間ベビーシッター事業者等の範囲は、区ホームページの事業者案内にてご確認ください。利用に際し、事前登録を必要とする事業者もあります。

利用の流れ

- (1) 居宅訪問型病児保育のサービスを受け、ベビーシッター事業者等に利用料を支払います。
- (2) 豊島区保育課に、以下の書類を揃えて助成金交付の申請をします。

《提出書類》

- ①訪問型病児保育利用料助成交付申請書(所定様式)
 - ②請求書兼口座振替依頼書(所定様式)
 - ③サービスの利用に係る領収書及び利用明細書の写し
 - ④医療機関を受診したことが分かるもの(例:診療明細書、レシート、処方箋などの写し)
- ※郵送提出可。①と②の用紙は、区ホームページよりダウンロードできます。

- (3) 提出された申請書類等を審査した後、「交付決定通知」または「不交付決定通知」が送付され、交付決定者の指定口座に助成金が振り込まれます。

※詳細は、区ホームページをご覧ください。

トップ>子育て・教育>保育>補助金・助成金に関すること>訪問型病児保育利用料助成

問 保育課 認可外保育グループ ☎03-4566-2496

2. 小学生(学童クラブ在籍児)を対象とする訪問型病児保育利用料助成制度

- 対象児童**
- ・お子さん及び保護者の方ともに豊島区内に住民登録かつ居住していること
 - ・小学6年生までのお子さんと、学童クラブ(児童福祉法に基づき実施されている施設)に在籍していること
 - ・助成対象の保育サービス事業者が実施する居宅訪問型病児・病後児保育サービスを利用していること
 - ・保育サービス利用の前7日以内に医療機関を受診していること(受診したことがわかる書類が必要です)

助成対象額 未就学児を対象とする利用料助成制度と同じです。

限度額 助成対象費用の半額を、年度内(4月1日から翌年3月31日まで)5万円まで助成します。

※住民税非課税または生活保護受給世帯の場合は、助成対象費用の全額を、年度内10万円まで助成します。

※利用の流れなど詳細は区ホームページをご覧ください

問 子育て支援課 利用支援グループ ☎03-4566-2478

ファミリー・サポート・センター

子育て中の家庭を支援するために「子育ての手助けをしてほしい方」(利用会員)と「子育ての手助けがしたい方」(援助会員)が地域の中で、子育ての相互援助を行う事を目的としています。利用するには会員登録が必要です。

主な援助内容 保育施設までの送迎、保護者の用事の時などに子どもを預かる等(*病児の預かりはできません)

対象年齢 生後43日から小学校修了までの子ども

利用時間 原則として7:00~20:00(応相談 22時まで)

利用料 平日の7:00~19:00は、子ども1人当たり1時間800円

それ以外の時間帯は、1時間900円

土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)は、1時間900円

*きょうだいを同時に預ける場合、2人目は半額になります。

*生活保護または児童扶養手当を受給している世帯や市区町村民税非課税世帯には、利用料助成制度があります。

※詳細は区ホームページをご覧ください。

問 子育て支援課 ファミリー・サポート・センター事務局 ☎03-3981-2146

豊島区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

一時的に保育を必要とする家庭の保育の受け皿の確保及びその経済的負担の軽減を図るため、豊島区では、東京都の制度を活用し、ベビーシッターを利用した保護者に対し、その利用料の一部を助成する事業を実施しています。

対象児童 未就学児(0歳から満6歳に達する年度の末日まで。ただし、障害児は満12歳に達する年度の末日まで。)

助成対象 令和8年4月1日~令和9年3月31日に利用したベビーシッター利用料のうち、保護者が事業者を支払った純然たる保育サービス提供対価のみが、助成対象です。

対象事業者 東京都が定める認定事業者(東京都のホームページに掲載されている事業者)事業者と契約の際、「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず事業者に伝えて下さい。

その他 助成申請前に豊島区へ事前登録を行う必要があります。

また、申請書の提出締切期限が定められています。

詳細は豊島区ホームページでご確認ください。

問 子育て支援課 利用支援グループ ☎03-4566-2478

子どもショートステイ事業

※詳細はホームページをご覧ください。



利用日数 4月からの1年間に12泊まで

※原則として1回の利用につき6泊が限度です。

費用 乳児院:1日につき2,500円(1泊2日の場合5,000円)

その他:1日につき3,000円(1泊2日の場合6,000円)

【減額免除制度】

- ・非課税世帯:半額免除
- ・生活保護受給世帯:全額免除
- ・利用要件①(QRコード参照)のうち、保護者が入院することで不在となる場合:全額免除

【取り消し料】

- ・利用前日午後5時以降の取り消しについては1日分の費用がかかります。

※施設により対象年齢、利用定員があります。利用を希望される場合は、まず電話でご相談ください。

問 東部子ども家庭支援センター
西部子ども家庭支援センター

☎03-5980-5275
☎03-5966-3131

学童クラブ

学童クラブは、保護者が働いている・病気やけがで治療している・同居の家族を介護しているなどの事情があるご家庭のお子さん(小学生)をお預かりします。集団生活を通し、自立と健全な育成を支援することを目的としています。

※障害のあるお子さんの学童クラブ利用については、別途ご相談ください。

所在地 子どもスキップ全22ヶ所にそれぞれ「学童クラブ」を設けています。

利用時間 授業のある日/月～金 放課後～午後6時まで(延長利用申請者は午後7時まで)

土曜日 午後5時まで

授業がない日/月～金 午前9時～午後6時まで(延長利用申請者は午後7時まで)

土曜日 午前9時～午後5時まで

*9時前利用申請者は午前8時15分から。

利用料 月額4,000円(減免制度あり)

*午後7時までの時間延長利用は、別途月額1,000円が必要です。

*学校休業日の9時前利用は、別途年額1,000円が必要です。

間食費 月額1,000円(補助制度あり)

利用の手続き 利用を希望する学童クラブに利用申請書と児童の保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書等)を提出してください。

これらの書類や面接をもとに審査を経て、利用の可否が決まります。

問 教育部 放課後対策課 児童支援グループ ☎03-3981-1058

ホームスタート

地域の先輩ママ・パパがご家庭を訪問し一緒に育児をします。

対象 乳幼児のいる家庭・妊婦

利用時間 週1回2時間程度 計4～6回

内容 ・ママ・パパ、妊婦さんの話し相手

・子育てや家事を一緒にに行い、困ったときは一緒に考える。

・外出の付き添いほか。

*ベビーシッターや家事代行はできません。

利用料 無料

利用方法 下記に直接、お問い合わせください。

問 認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク<ホームスタート・わくわく>

☎080-4711-8840 メール:hswakuwaku@toshimawakuwaku.com



お問い合わせ
フォーム

①就学前の教育・保育

子ども・子育て支援制度

「子ども・子育て支援制度」とは、子育てをめぐる様々な問題を解消し、子育てしやすい社会を実現するために平成27年度(2015年度)に設けられた制度です。

幼稚園・保育園などの利用を希望する場合には、入所の申込みに加えて、利用のための申請が必要になります。

詳しくは、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

→ <https://cfa.go.jp/policies/kokoseido>

◎利用できる施設・事業

幼稚園

【3歳～就学前】

小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

認定こども園

【0歳～就学前】(注1)

教育と保育を一体的に行う施設

保育所(認可保育園)

【0歳～就学前】

就労などのため家庭で保育のできない保
護者に代わって保育する施設

地域型保育事業(認可事業)

【0～2歳(4月1日現在)】

認可保育園より少人数の単位で、0～2歳
の子どもを預かる事業

①家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員1
～5人)を対象にきめ細かな保育を行う

②小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保
育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を
行う

③事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の
子どもと地域の子どもを一緒に保育する

④居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場
合や、認可施設の申込みをし、入園できな
かった場合に、利用者の自宅で1対1で保
育を行う

◎利用申込み先

区立幼稚園

⇒保育課 幼稚園・地域型保育グループに
お問合わせください(注2)。

私立幼稚園

認定こども園(教育を希望する場合)

⇒各園に直接お問合わせください(注2)。

認定こども園(保育を必要とする場合)

保育所(認可保育園)

地域型保育事業(認可事業)

⇒保育課入園グループにて、保育の必要
性の認定申請および利用申込みが必要
です

◎その他の施設

●東京都認証保育所等

⇒各施設に直接お問合わせください。

注1) 認定こども園は、入園の申込み先が
施設により異なる場合があります。
入園を希望する園の所在地の自治体
にお問合わせください。

注2) 幼稚園を希望する方で、「保育所(認可
保育園)」と併願する場合には、それぞ
れの申込み先へお申込みください。

◎利用のための認定

施設等の利用を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。

3つの区分の認定に応じて、利用できる施設・事業が決まります。

認定区分	子の対象年齢	対象世帯	利用できる施設・事業			
			幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業
1号認定 教育標準時間認定	満3歳～就学前	教育を希望する世帯	○	○	×	×
2号認定 満3歳以上・保育認定	満3歳～就学前	保育を必要とする世帯	(※1)	○	○	(※2)
3号認定 満3歳未満・保育認定	0～2歳	保育を必要とする世帯	×	○	○	○

※1) 2号認定を受けた方で幼稚園を希望する場合は、各園に直接お申込みください。

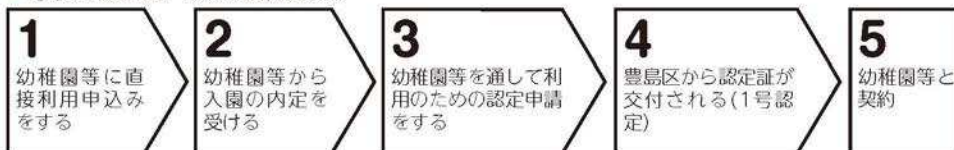
※2) 4月1日現在の年齢が2歳の場合、年度途中で満3歳になっても、当該年度内は地域型保育事業を利用できます。

◎制度の利用の流れ

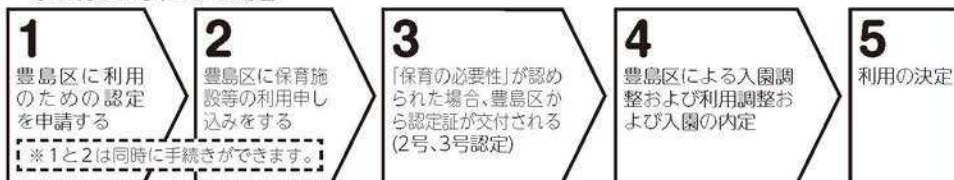
◆①区立幼稚園への入園希望の方



◆②私立幼稚園への入園希望の方



◆③保育を必要とする場合





豊島区
大空と大地の
なざりい

第一南大塚園
第二南大塚園

子どものやりたいことを実現する
"あそび"から育む保育園です

子どもが真ん中の保育園

詳しい情報は
WEBで！



丸ノ内線・新大塚駅
徒歩 3分

JR 山手線・大塚駅
徒歩 5分

東京都豊島区南大塚2-26-15南大塚ビル
2階(第一南大塚園)/3階(第二南大塚園)
☎03-6902-2871

区立幼稚園一覧

詳細は各園の二次元コードをご覧ください。



西巣鴨幼稚園
※休園中



池袋幼稚園



南長崎幼稚園

区立幼稚園 区立幼稚園は、満4・5歳児を対象に3園設置しています。

※ただし、西巣鴨幼稚園の満4・5歳児及び池袋幼稚園の満4歳児について、令和8年度はクラス編制をしておりませんので、年度途中の募集はしていません。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。

区立幼稚園では下記の点を重視して運営しております。

※遊びを大切にした教育をおこないます。

※遊びを通して「自分で考えて行動する力」や「友達とかかわる力」「思いやりの心」等の道徳育成を図っています。

※一人一人の子どものよさを伸ばします。

入園料・保育料 入園料・保育料：0円(令和元年10月より無償化)

教材費などの実費負担があります。金額については、各幼稚園にお問い合わせください。

預かり保育 教育時間終了後、希望者を対象に午後5時まで預かり保育を在籍園にて実施しています。(定員あり)

(1)預かり保育料

登録利用…0円(無償化により支払いなし) 一時利用…日額500円

(2)長期休業中預かり保育料：日額800円(登録利用の方は日額0円)

※登録利用の場合は「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※預かり保育料については所得などに応じた減免制度があります。

私立幼稚園

1. 私立幼稚園は「子ども・子育て支援制度」による幼稚園(以下新制度の幼稚園)と従来型の幼稚園に分かれています。

入園を希望する園がどちらの制度の園かを、区又は幼稚園のホームページ等で確認されるか、直接お問い合わせください。

2. 願書配布・入園手続き・保育料について

学校法人 雑司ヶ谷学院

雑司ヶ谷幼稚園



少人数で暖かく、育ちをしっかりと見守ります

豊島区雑司が谷1-25-1

Tel・Fax 03-3987-3537

e-mail:my-zoshigaya@bz01.plala.or.jp

HP:www.zoshigaya.ac.jp



	新制度の幼稚園	従来型の幼稚園
願書配布	・各幼稚園(10月頃)	・各幼稚園(10月頃)
入園面接・入園手続き	・各幼稚園で実施し入園内定(11月頃) ・入園内定後、新制度を利用するための認定申請を行う。 (幼稚園から案内があります。) ・審査を経て、区より認定証を交付 ・幼稚園と利用契約を結ぶ。	・各幼稚園で実施し入園内定(11月頃) ・入園手続きは園が実施
保育料等	・保育料は無償。特定負担額は各園が設定。	・金額は各園が設定
保育料の補助金等	・特定負担額を幼稚園に支払う。 ・特定教育・保育施設通園時保護者補助金の申請をし交付を受ける。 (幼稚園から案内があります。)	・保育料を幼稚園に支払う。 ・私立幼稚園園児保護者補助金の申請をし、交付を受ける。 (幼稚園から案内があります。)

3. 私立幼稚園に通う園児の保護者向けの補助金について
新制度の幼稚園、従来型の幼稚園、どちらも在籍する園児の保護者を対象に補助制度があります。詳細は二次元コードから区ホームページをご覧ください。

従来型の幼稚園の
補助金案内新制度の幼稚園の
補助金案内

4. 私立幼稚園は設置者の建学の精神や教育理念によって運営されます。そのため、入園を申し込む前に幼稚園を見学したり、説明会に参加してお選びください。

問 保育課 幼稚園・地域型保育グループ ☎03-4566-2481

● ● ● 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

1. 入園手続き・入園について

- 教育標準時間を希望する方(1号認定)は、施設に直接申し込みます。
入園決定は園が行います。
- 保育が必要な方(2号認定・3号認定)は区に「保育の必要性」の認定申請と利用したい施設の申し込みをします。
区市町村は、申請者の希望や施設の状況により利用調整を行い、入園を決定します。

2. 保育料

- 保育料は世帯の状況や住民税額等によって決定し、施設に直接支払います。



②認可保育施設

認可保育施設とは、保護者が仕事や病気などのため、乳幼児の保育が必要な場合に保護者に代わって保育する児童福祉施設です。認可保育施設の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定が必要です。

●● 保育園(区立・公設民営・私立)

1. 保育の必要性の認定事由

働いている場合	就学(通学)している場合
出産する場合	求職中
病気・負傷・心身に障がいがある場合	災害復旧にあたっている場合
看護・介護している場合	その他明らかに保育が必要と認められる場合

2. 保育料

基本保育料は無償です。延長保育の利用料等は無償化の対象外です。

問 (申込み)保育課 入園グループ ☎03-3981-2140

各種申請書類は豊島区ホームページよりダウンロードできます。各保育園の欠員状況・保育料基準表は豊島区ホームページでもご覧になれます。

*外国籍の方は在留資格を確認させていただきます。

●● 地域型保育事業

認可保育園より少数人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業のことです。

①家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少数人数(定員1～5人)を対象に保育を行う



社会福祉法人 みのり愛の会

URL <https://www.minori-toshima.or.jp/company/>

*** 保育理念 *** 隣人愛の精神に基づく社会貢献



みのり保育園

住所 〒170-0011
東京都豊島区池袋本町3-29-9
電話番号
03-3983-2396



めぐみ保育園

住所 〒170-0011
東京都豊島区池袋本町4-1-14
電話番号
03-5944-9791




<https://web-wakakusa.jp>

社会福祉法人 若草保育園

「0～5歳児まで異年齢交流で育まれる優しい心」

若草保育園

豊島区南大塚1-10-3
03-3945-6372

「生きる力」を育てたい

駒込第二若草保育園

豊島区駒込5-1-3
03-3949-9152

子どもと保護者が幸せになる
地域の子育ての核となる保育園




②小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う

③居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別ケアが必要な場合や、認可施設の申込みをし、入園できなかった場合に、利用者の自宅で1対1で保育を行う

問 保育課 幼稚園・地域型保育グループ ☎03-4566-2481

東京都認証保育所

東京都認証保育所とは、東京都が基準を定め、その認証を受けた保育施設のことです。

◎入園の申し込みは各施設へ

対象 A型:0歳から小学校就学前までの乳幼児 B型:0歳～3歳未満の乳幼児

◎認証保育所利用者に対する補助について

豊島区では東京都認証保育所(区内・区外)利用者に対して認証保育所の保育料と、認可保育施設に通所していたならば支払う想定保育料の差額が1,000円以上の場合、保育料負担軽減補助(1,000円単位)を行っています。

例①:保育料差額5,800円の場合、補助額 5,000円

例②:保育料差額55,300円の場合、補助額 55,000円

企業主導型保育事業

平成28年度から始まった新しい事業です。企業が主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施している保育施設です。認可外保育施設ですが、基準を満たしている場合、国から保育所の運営費・整備費の助成金が出ます。

任意で他の企業や地域のお子さんを受け入れることも可能になっており、就労要件などを満たせば、必ずしも区の保育認定を必要とせずに利用契約ができます。

保育料は、各保育施設によって異なります。申し込み方法や欠員状況等は、各保育施設に直接お問い合わせください。各保育施設の連絡先はP111参照ください。

問 各保育園

◎認可外保育施設利用者に対する補助について

企業主導型を含む認可外保育施設利用者に対しての保育料補助を行っています。

補助については、一定の条件があります。詳しくは豊島区のホームページ(<http://www.city.toshima.lg.jp>)をご覧ください。下記までお問い合わせください。

保育課窓口にて制度のご案内や申請書をお渡ししています。

問 保育課 認可外保育グループ ☎03-4566-2496

子どもの世界への第一歩をJOYで育てる



TEL.03-5952-1190

豊島区南大塚3-32-9 西島ビル3F



ベネッセ 目白保育園 / ベネッセ 雑司が谷保育園

見学
受付中

ベネッセの保育園は
こどもたちの心が動く瞬間を
大切にする保育園です。

※「ベネッセの保育園」は株式会社ベネッセスタイルケアが運営しています。

いつも
こどもの気持ちを
尊重してくれる

のびのびと個性を
発揮できるように
成長したから

卒園児の保護者
「通ってよかった」

99%

他の保護者にも
「すすめたい」

94%

こどもが自ら興味、
関心、意欲を持って
大きく成長できたから

保育の質が高い

2024年度卒園アンケートより（「ベネッセの保育園」卒園児の保護者：405名）

見学の
ご予約は
お電話で
受付中

ベネッセ 目白保育園 私立認可保育園
東京都豊島区西池袋2-6-20
TEL:03-5956-1640

ベネッセ 雑司が谷保育園 私立認可保育園
東京都豊島区雑司が谷3-9-14
TEL:03-5396-7331

各国の情報や
ブログは園HPへ



③ 区立小学校・中学校

入学まで

◎就学時健康診断(小学校のみ) 10月通知、11月実施

◎入学通知 12月中旬に通知 ◎入学確認票 指定日までに提出

区立学校の所在地(P88~89)

※外国籍の方で豊島区立小・中学校に入学を希望される方は、入学申請が必要です。

在留カードまたは特別永住者証明書(本人と保護者のもの)をご持参ください。

隣接校選択制

豊島区では「隣接校選択制」を実施しています。区立の小・中学校に入学する「新1年生」はお住まいの地域によって指定されている学校だけでなく、隣接する学区域の学校を選択して入学できます。

手続き 8月下旬に隣接校選択制希望票を発送します。希望者は、9月末までに希望票を教育委員会へ提出してください。

※小・中学校とも、通学区域の児童生徒の入学を優先します。学区外からの入学は受け入れ枠があり、それを超えた場合は原則として抽選になります。

指定校変更・区域外就学

豊島区では、お子さんの住所により通学区域を設けて、就学すべき学校を指定しています(指定校)。

何らかの理由で、指定校以外の学校を希望する場合、教育委員会が定めた基準により学校の変更が相当と認められ、受け入れる学校の収容人数上支障がない場合には、指定校を変更できる制度を設けています。

問 学務課 学事グループ ☎03-3981-1174

特別な支援を必要とする児童の教育

区立小・中学校特別支援学級や都立特別支援学校があります。また区立各小中学校には特別支援教室が設置されています。

問 区の就学相談
都の相談

:教育センター 就学相談 ☎03-3590-6746
:東京都特別支援教育推進室 ☎03-5228-3433

就学援助

対象 国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、区内に在住し、生活保護受給者、および生活保護受給者に準ずる程度に困窮している方

援助項目 学用品費・校外活動費・修学旅行費・移動教室費・卒業アルバム代・学習応援費等

手続き 申請書は4月から学務課窓口、東・西部区民事務所および総合窓口課で配布します。(区立小・中学校は学校を通じて配布)必要事項を記入し学務課へ申請してください。
※毎年度改めて手続きが必要です。申請が遅れた場合、申請した月からの認定となります。
※電子申請も可能です。

問 学務課 学事グループ ☎03-3981-1174

転入・転出される方は

◎区外から転入する場合

住民票の転入後、教育委員会です手続きをしてください。その後、転入前の学校より発行される在学証明書・教科書給与証明書を指定された学校に持参してください。(海外の学校を除く)

◎豊島区外へ転出する場合

転出手続き後、現在通っている学校より発行される在学証明書・教科書給与証明書を持参し、転入する市区町村の窓口で手続きをしてください。

問 学務課 学事グループ ☎03-3981-1174

就学について

◎就学時健康診断ってなに?

子どもの心身の状況を把握し、より良い状況で就学できるように、内科・眼科・耳鼻科・歯科健診に加え、発達検査などを行っています。

対象 区内在住で来年4月に小学校へ入学予定の児童

受診日・場所 「就学時健康診断のお知らせ」に記載された受付時間・学校で受診してください。
※私立進学・国立進学・病気等の理由で当日受診出来ないときは必ずご連絡ください。

問 学務課 保健給食グループ ☎03-3981-1176

◎就学相談・転学相談ってなに？

就学相談とは、発達や行動にさまざまな課題のあるお子さんが適切な教育や支援を受けるために、保護者と教育委員会が行う就学のための相談です。豊島区では次年度に新たに小・中学校に入学するお子さんについて、就学相談を受け付けています。また、在学中に転学及び通級指導や特別支援教室の利用を希望するお子さんについても、随時、転学相談を受け付けています。転学や特別支援教室の利用については、まずは担任や校長にご相談ください。

問 教育センター 就学相談 ☎03-3590-6746

● ● ● 奨学金等の制度

奨学金が必要な方、私立学校へ進学する方のために国や都、財団等の助成や貸付があります。所得要件等がありますので詳細はお問い合わせください。

◎私立中学校等授業料軽減助成金(助成)

対象 私立の中学校、特別支援学校(中学部)、義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)に在学する生徒の保護者

問 (公財)東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 中学校助成金担当 ☎03-5206-7808

◎育英資金(貸付)

対象 国公私立の高等学校、特別支援学校(高等部)、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学する方

問 (公財)東京都私学財団 育英資金課 ☎03-5206-7929

◎私立高等学校等就学支援金(助成)

対象 私立の高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年)、専修学校(高等課程)等に在学する方

問 (公財)東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当 ☎03-6743-5011

◎私立高等学校等授業料軽減助成金(助成)

対象 私立の高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年)、専修学校(高等課程)等に在学する生徒の保護者

問 (公財)東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当 ☎03-5206-7925

◎私立高等学校等奨学給付金(給付)

対象 私立の高等学校、高等専門学校(1～3年)、専修学校(高等課程)等に在学する生徒の保護者

問 (公財)東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当 ☎03-5206-7925

◎入学支度金(貸付)

対象 入学支度金制度のある私立の高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程三年制)に入学する生徒の保護者

問 入学しようとする都内の私立高等学校等

◎日本学生支援機構奨学金(給付・貸与)

対象 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院に在学する方

※高等専門学校(1～3年)、大学院は貸与のみ

問 (独)日本学生支援機構 ☎0570-666-301(ナビダイヤル全国共通) ・申込みについては在学中又は進学先の学校

◎交通遺児の奨学金

対象 交通遺児、または保護者が道路における交通事故で重い後遺障がいで働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生

問 (公財)交通遺児育英会 奨学課 ☎03-3556-0773(直通)または☎0120-521-286

◎国の教育ローン

対象 高校・大学・専修学校等に進学・在学する生徒の保護者

問 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター ☎0570-008-656 または ☎03-5321-8656